

令和7年度『大学入学一時金』補足説明

必ずお読みください

目次

I 応募資格についての説明	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 ～ 4
①秋田県出身者の定義について		
②所得の算出方法について		
II 提出書類についての説明	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 ～ 6
①応募方法について		
②奨学金貸与申込書について		
③住民票・在学証明書について		
④収入関係書類について		
⑤成績関係書類について		
III 貸与についての説明	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
IV 提出書類チェック表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

I 応募資格についての説明

①秋田県出身者の定義について

秋田県出身者とは、1、2のいずれかに当てはまる方を指します。

1. 出願時において秋田県内に生活の根拠を有する（住民票がある）方の子弟で、以下のいずれかに当てはまる方。
 - ・居住年数が2年以上5年未満…秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方又は卒業した方
 - ・居住年数が5年以上…秋田県内の中学校を卒業した方又は秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方
2. 本人の住所が高校等卒業までに5年以上秋田県内にいる方。

②所得の算出方法について

1. 父母の「認定所得」をそれぞれ算出し、合計します。
父子家庭の場合は父の所得、母子家庭の場合は母の所得のみとなります。(→P 2 手順 1)
2. ご家庭の「控除額」を算出します。(→P 4 手順 2)
3. 「父母の認定所得の合計」から「控除額」を差し引いた額が世帯の「特別控除後の認定所得」となり、この額が300万円以下の方が申込みできます。

算出例			(単位：万円)		
家族構成		収入(給与・年金)(表で計算)	事業所得	所得	控除額
本人	高校3年生				180
父	会社員、農業	600 → 246	(農)100	246+100	
母	会社員	300 → 192		192	
兄	会社員	250			
姉	自宅浪人中(学生ではない)				
弟	小学生				31
祖父	施設入居(扶養)、障害者	200			99
世帯の所得・控除額				538	310

(手順1) ※2～3ページの解説もご覧ください

父母のうち「収入(給与・年金)」の多い方を<所得算出表 A>、少ない方を<所得算出表 B>に当てはめて計算します。

父の収入を3ページの<所得算出表 A>で計算すると、給与分の所得は246万円です。

また、父は農業による所得もあるため、合算し、認定所得は346万円になります。

母の所得は、同様に<所得算出表 B>で計算すると192万円となりますので、認定所得の合計は538万円です。

(手順2) ※3～4ページの解説もご覧ください

控除額表に当てはまるものを合計すると、申込者180万円+就学者(小学生)31万円+障害者99万円=310万円となります。手順1で求めた一家の認定所得合計(538万円)から、手順2で求めた控除額を引き、「特別控除後の認定所得」を求めます。この家庭の「特別控除後の認定所得」は、538万円-310万円=228万円となり、申込みが可能です。

【手順1】各自の認定所得の算出方法についての解説

☆給与・年金等のみの方☆

所得証明書の「給与収入」「雑収入(公的年金)」欄が所得算出の対象です。

(注) 所得証明書の「令和5年分合計所得金額」欄又は「給与所得」欄の金額とは異なります。

所得を算出する際は、源泉徴収票の「支払金額」欄、確定申告書控の「収入金額等」の「給与」「公的年金」欄(図2)を参照しても構いません。

(注) 源泉徴収票や確定申告書控を、「令和6年度所得証明書」の代わりに提出することはできません。

父母のうち、給与・年金等の収入が多い方を所得算出表 A、少ない方を所得算出表 B に当てはめて計算します。

(例) 父：給与300万円 母：給与100万円 → 父を A、母を B に当てはめて計算します。

父：事業所得300万円 母：給与100万円 → 母を A に当てはめて計算します。

源泉徴収票と確定申告書の参照

図1 令和5年分源泉徴収票を元に計算する場合

※区分		(受給者番号)	
支払を受ける者	住 所	氏 名	
	秋田市山王四丁目1-2	(フリガナ) イエイ タロウ	
		(役職名) パート 育英 太郎	
種 別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
賞 金	内 千 円 内 千 円 内 千 円 内 千 円		
	1 040 000	394 000	380 000
			700

2カ所以上から給与がある場合は、この欄を合計してください（合計後、千円以下切り捨て）

<所得算出表 A> 父母のうち給与・年金収入が多い方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 268	0
269 ～ 400	収入金額(万円) × 0.8 - 214
401 ～ 781	収入金額(万円) × 0.7 - 174
782 ～	収入金額(万円) - 408

図2の確定申告書の例では所得算出表Aに当てはめると
収入金額は、1,540,000+2,201,700=3,741,700（円）
374万円×0.8-214万円=85万円が所得金額となる

図2 令和5年分確定申告書を元に計算する場合

収入金額等	給 与	ア	1	5	4	0	0	0	0
	公的年金	イ	2	2	0	1	7	0	0
	そ の 他	ウ							
	配 当	エ							
所得金額	一 時	オ	1	4	4	0	0	0	0
	給 与	①		8	9	4	0	0	0
	雑	②	1	2	9	1	7	0	0
	配 当	③							
	一 時	④							
	合 計	⑤							

<所得算出表 B> 父母のうち給与・年金収入が少ない方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 65	0
66 ～ 162	収入金額(万円) - 65
163 ～ 180	収入金額(万円) × 0.6
181 ～ 360	収入金額(万円) × 0.7 - 18
361 ～ 660	収入金額(万円) × 0.8 - 54
661 ～ 1000	収入金額(万円) × 0.9 - 120
1001 ～ 1500	収入金額(万円) × 0.95 - 170
1501 ～	収入金額(万円) - 245

☆事業所得・農業所得・不動産所得のみの方☆

所得証明書の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」「利子」及び「配当」欄の合計がその方の所得となります。

確定申告書控をお持ちの方は「所得金額」の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」欄（図3）を参照しても構いません。

図3 確定申告書の場合

収入金額等	事業	営業等	ア	8	7	6	5	0	0	0
		農業	イ			2	8	5	1	2
		不動産	ウ		1	0	0	0	0	0
		利子	エ							
		配当	オ			9	0	0	0	0
		給与	カ							
	雑	公的年金	キ							
その他		ク								
短期		ケ			6	0	0	0	0	
長期		コ								
一時	サ									
所得金額	事業	営業等	①	1	3	2	4	5	7	6
		農業	②			-	1	5	2	0
		不動産	③			9	6	4	0	0
		利子	④							
		配当	⑤							
		給与	⑥							
	雑	⑦								
	総合譲渡・一時	⑧			6	0	0	0	0	
	合計	⑨								

※ 給与・年金もある方は、表で計算した給与分の所得と事業所得を合計したものが所得となります。
「☆給与・年金のみの方☆」の欄もご覧ください。

合計したものが、その方の所得となります。所得金額欄の「雑」については、収入金額等欄の「雑→公的年金」に記載がない場合のみ所得として計算します。（合計後、千円以下切り捨て）

図3の確定申告書の例では

1,324,576 + (-1,520) + 96,400 = 1,419,456（円）となり
所得は141万円です。

※合計がマイナスになった場合は、所得を0としてください。

父母の所得額をそれぞれ計算し、合計した額が一家の所得となります。

一家の所得から（手順2）で求める控除額を引いたものが、その家庭の「特別控除後の認定所得」となります。

【注意】所得証明書を取り寄せる前に応募資格の有無を確認できるよう、お手持ちの源泉徴収票等での計算方法を記載しています。

実際にご提出いただく書類は、所得証明書です。

【手順2】控除額の算出方法についての解説

ご家族に以下の表に当てはまる方がいる場合、それぞれの額が所得から控除されます。

控除額(単位：円)

申込者本人	180 万				在学証明書（原本） 又は学生証の写しを添付
小学生	31 万				
中学生	46 万				
高校生	国公立・自宅通学	39 万	私立・自宅通学	88 万	
	国公立・自宅外通学	69 万	私立・自宅外通学	118 万	
高等専門学校生 （1～3年生）	国公立・自宅通学	39 万	私立・自宅通学	88 万	
	国公立・自宅外通学	69 万	私立・自宅外通学	118 万	
高等専門学校生 （4, 5年生）	国公立・自宅通学	43 万	私立・自宅通学	87 万	
	国公立・自宅外通学	72 万	私立・自宅外通学	116 万	
専修学校生 （高等課程）	国公立・自宅通学	39 万	私立・自宅通学	88 万	
	国公立・自宅外通学	69 万	私立・自宅外通学	118 万	
専修学校生 （専門課程）	国公立・自宅通学	36 万	私立・自宅通学	102 万	
	国公立・自宅外通学	81 万	私立・自宅外通学	147 万	
大学生	国公立・自宅通学	74 万	私立・自宅通学	133 万	
大学院生	国公立・自宅外通学	121 万	私立・自宅外通学	180 万	
母子・父子家庭 両親のいない家庭	99 万				障害者手帳の写しを添付
障害者がいる（一人あたり）	99 万				
長期療養者中で医療費控除を 申告している人がある	療養のため経常的に特別に支出して いる年間金額 （保険等により補填された額を除く）				確定申告書控（医療費控除 の明細書）の写しを添付
両親のいずれかが単身赴任している	一ヶ月の家賃×12ヶ月+12万 （71万円を限度額とします）				直近の家賃が分かるものを添付
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は 生活費を得るための基本的な生産 手段（田、畑、店舗等）に被害があっ て、将来長期にわたって支出増又は 収入減になると認められる年間金額				り災・被災証明書及び令和5年中 の被害額等が分かるものを添付 保険等により補填された場合は、 その額が分かるものを添付

(例) 家族の中に中学生が2人、障害者が1人いる場合、

$180 + (46 \times 2) + 99 = 371$ (万円)が、手順1で求めた所得から控除されます。

申込者 中学生2人 障害者

※控除額・認定所得は、本会のホームページで簡単に試算できます。(要 Microsoft Excel)

URL <http://www.akita-ikuei.jp>

トップページの上部バナー「奨学金について」から希望する奨学金を選択→ページ中程の
「認定所得金額算出表」→「認定所得金額算出表（予約採用）」を開くと試算できます。

Ⅱ 提出書類についての説明

①応募方法について

郵送又は持参で、本会へ直接申し込んでください。

②奨学金貸与申込書について

注1：記載漏れのないようお願いします。

注2：家族調書へは、申込者と同一生計の方全員を記載してください。

※同一生計とは、生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合でも、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

- ・一緒に暮らしていても、申込者と同一生計ではない方は記載しないでください。
- ・職業の欄には申込時点での勤務先名を記載し、自営業等の方はその旨を記載してください。

(例)申込者と同一生計の方が父、母、祖父、祖母で父が商店を経営

1. 祖父・祖母が専従者として給与を受け取っている場合、家族調書の祖父・祖母の職業欄には「専従者」とお書きください。
2. 祖父・祖母が手伝いはしているが給与を受け取っていない場合、家族調書の祖父・祖母の職業欄には「手伝い」とお書きください。

③住民票・在学証明書について

申込者及び申込者と同一生計の方（申込書の家族調書に記載した方）全員の分が必要です。令和6年10月1日以降に発行された、本籍及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

注1：就学中（高等学校以上）のご兄弟姉妹がいる場合は、在籍している学校の在学証明書（原本）、又は学生証の写しをご提出ください。（その際、住民票はなくても構いませんが、家族調書の就学者欄について、自宅か自宅外に○をしてください。）

注2：単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。

注3：住民票に表記されているが別生計の方については、住民票に「別生計」と分かりやすくご記入ください。

注4：住民票を発行する際には、本籍及び続柄が記載されるように申請してください。右側の例は住民票発行申請書の一例です。

※市町村によって発行申請書の様式は異なります。

○住民票発行申請の例○

記 載 事 項
☒ 本籍と筆頭者
☒ 世帯主名と続柄
☐ 住民票コード
☐ 個人番号

④収入関係書類について

審査上必要とする金額は、令和5年1月～令和5年12月までのもので、父母両方の証明が必要です。

父子・母子家庭の場合はいずれか一方で構いません。父母がいない場合で学生本人の生活費を負担している人がいる場合は、その方の収入が分かる書類の提出が必要です。※無職、年金収入の場合もご提出ください。

「所得証明書」は、市町村により名称が異なります。（秋田市の場合、所得・課税証明書）

市町村役場発行の、令和5年分の収入所得の種類（給与収入か事業所得か等）が記載されたもの（全部記載）を提出してください。

「令和5年度所得証明書」は令和4年1月～令和4年12月の証明ですので、令和6年度所得証明書をご準備ください。源泉徴収票や所得税額の通知は不可。

また、次に該当する場合は、それぞれ事由を証明するものをご提出ください。

◆障害者…障害者手帳の写し

◆長期療養中…令和5年分確定申告書控え（医療費控除の明細書）の写し

◆単身赴任…家賃の実費負担分が分かるもの（給与明細等でも可）の写し

◆火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯…り災・被災証明書及び令和5年中に支出した被害額等が分かるもの

※不明な点がある場合は、他の書類の提出を求めることがあります。

⑤成績関係書類について

◇高校在学中の方

在学する高校に申込書添付の様式「評定書」を渡し、発行を依頼してください。

◇過年度卒の方

卒業した学校に「調査書」の発行を依頼してください。

大学受験の際に使用するもので、学校に様式があります。「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。

◇高卒認定の方

文部科学省発行の「合格成績証明書」を提出してください。

高校在学中に取得した単位がある方は、在学していた高校の「成績証明書」も提出してください。

※成績に関する書類は、厳封のまま提出してください。

Ⅲ 貸与についての説明

奨学生として採用内定された場合、どのように貸与が行われるのか説明します。

大学又は短大合格後、所定の手続きにより秋田銀行の奨学生本人名義の口座に一括でお振り込みします。

貸与期間は原則として令和7年1月～3月ですが、合格発表が早い場合はご相談ください。

大学入学一時金は、進路変更により専修学校専門課程（大学進学を目的とした課程及び通信制を除く。以下、専修学校という。）に合格した場合、希望により30万円の貸与を受けることができます。

ただし、例えば100万円で採用内定された後、専修学校に合格して所定の手続きを行い、30万円の貸与を受けた場合は、その後大学に合格しても、残りの70万円については貸与を受けられません。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

- ・進学しなかった場合
- ・貸与の対象とならない学校（各種学校、大学校等）に入学した場合
- ・令和7年3月31日までに合格しなかった場合
- ・入学が令和7年4月でない場合
- ・本会で定める手続きが行われなかった場合

IV 提出書類チェック表

書類提出前のチェックにお使いください。

1	専修学校入学一時金を併願していませんか（併願することはできません）。	
2	本会の専修学校月額奨学金、専修学校入学一時金に採用されていませんか（採用者は申込みできません）。	
3	申請書は、各自自署していますか（自署でないと思われる場合は書き直しをお願いしています）。	
4	申込者が未成年者の場合、連帯保証人は親権者（父母）又は後見人の方ですか。	
5	「希望する貸与額」欄について○をしていますか。	
6	家族調書の就学者について、「設置者」「通学別」及び「就学者控除」欄を選択しましたか。	
7	家族調書の所得から差し引かれる項目について、（はい・いいえ）のいずれかに○をしていますか。 （○がない場合は「いいえ」とみなし、控除を行いません。） はい に○をした方は、控除の証明はありますか。	
8	控除の証明として確定申告書控えの写しを提出する方は、医療費控除の明細書はありますか。	
9	家族調書に記載した方全員（申込者を含む）の住民票はありますか（高校生以上で学生の兄弟姉妹はなくても可）。 住民票には本籍及び続柄が記載されていますか。また、マイナンバーが記載されていないものですか。	
10	高校生以上の学生（申込者を除く）について、在学証明書（原本）又は学生証の写しはありますか。	
11	父母の令和6年度所得証明書はありますか。※無収入（無職）の場合も必要です。	
12	成績に関する書類（P6参照、厳封）はありますか。	

《 お願い 》

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げておりますが、例年、日中に連絡が取れない状況です。申込書の連帯保証人欄「**日中の連絡先**」に記入漏れの無いようお書きください。

また、応募に必要な書類が多くありますので、募集要項と補足説明を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。